# 令和4年度 長野市スタートアップ成長支援業務委託公募型プロポーザル募集要領

### 1 提案競技の趣旨

長野市(以下「市」という。)では、本市産業の活性化を図るとともに、若者に魅力 的な雇用の場を確保すること等を目的に、起業・創業への取組を推進している。

このような中、本市では、起業家(新たな革新的なビジネスモデルで社会課題解決に 挑戦するアントレプレナー及び企業内から新たなビジネスモデルで新規事業を創出する 者)などを発掘し、事業化や事業の成長を支援し、成長した起業家が新たな起業家を支 援することで起業家を次々に生み出していく仕組み(スタートアップ・エコシステム) の構築を目指す事業を推進している。

本業務は、起業家を生み出すための支援や環境づくり、起業家の成長を加速させる伴走支援などを行うことで、スタートアップの立ち上げ、長野らしい地域課題をはじめとする社会課題のソリューションの量産につなげていくものである。また、全国から若者がどんどん集まり、アイデアを社会実装し、起業家が次々に生まれる仕組み(スタートアップ・エコシステム)を実現させ、「クリエイティブ・シティ」を目指し、起業家を生み出すための支援や環境づくり、起業家の成長を加速させる伴走支援などの業務について、公募型プロポーザル(提案競技)方式により選定された企業等に委託します。

この募集要領は、委託する業務内容(別紙「令和4年度長野市スタートアップ成長支援業務委託仕様書」を参照)及び受託者を選定するための公募型プロポーザルの内容を定めたものです。

#### 2 業務の概要

- (1) 業務名 令和4年度長野市スタートアップ成長支援業務委託
- (2) 業務内容(詳細は別紙「令和4年度長野市スタートアップ成長支援業務委託仕様書を参照)

起業家を生み出すための支援や環境づくり、起業家の成長を加速させる伴走支援などを行うことで、次々とスタートアップが生まれ、育つ仕組み(スタートアップ・エコシステム)を構築するものです。

なお、スタートアップ・エコシステムには、資金調達や技術の活用が不可欠であることから、金融機関やVCなどの資金支援者や、高等教育機関の研究成果などの技術支援者等との関係も構築するものです。

エコシステムの各要素は以下のとおりです。

- ア 起業や新規事業創出に関心を持つ者の裾野拡大や仲間づくりのためのイベント等 の実施
- イ 事業構想から起業、成長に至るまでの一貫した支援
- (ア) 起業や新規事業創出につながる地域課題 (ニーズ) とシーズが出会う場づくりの 実施
- (4) 起業や新規事業創出に向けたイノベーション創出プログラムの実施
- (ウ) 起業家の成長を加速するための伴走支援の実施

- ウ 本市の起業支援に関する情報発信
- エ 本市施策や支援機関等との連携
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (4) 事業費 上限額 28, 260, 000 円 (取引に係る消費税及び消費税額及び地方消費税含む。)
  - ※1) 事業費の上限額は、本市の令和4年度当初予算(案)に基づくものであり、 事業実施には長野市議会による議決が前提となります。また、契約時に同額 による契約締結を保証するものではありません。
  - ※2)本事業は令和2年度から令和4年度の間の国の地方創生推進交付金の採択を 受ける予定であり、令和4年度が国の交付金支給の最終年度となります。こ のため、令和5年度以降は、基本的には国の補助金を活用しない事業として、 運営を継続しなければなりません。

# 3 応募の条件

(1) 応募者の資格

次に掲げる要件をいずれも満たす者(二者によって結成される共同企業体方式による 場合はすべての者)とします。

- ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 及び長野市契約規則 (昭和 60 年長野市規則第 4 号) の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと
- イ 暴力団対策法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条 第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと
- ウ 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい能力を 備えていること
- エ 本市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は本事業選定後入札 参加資格者登録を行う者であること
- オ 共同企業体により参加する場合において、同時に2以上の共同企業体の構成員になっていないこと
- カ 応募時点で法人登記をしていない者が本事業を受託した場合には、契約後速やか に登記を行うこと
- キ これまでに、起業、又は新規事業の創出、または起業家育成や新規事業創出支援 の実績を有すること

# (2) 共同参加

本業務には、複数の事業者等による共同参加ができるものとします。

この場合、別に定める「共同企業体協定書」を指定日までに提出してください。

また、本業務に関する責任は、代表事業者が負うこととします。

参加要件は、「3 (1) 応募者の資格」の各項目全てを満たしていることとし、同時に 2以上の共同起業体の構成員になっていないこととします。

## (3) 一企業一提案

一の応募者について1件の応募提案とし、複数の応募提案は認めません。また、一の 民間企業が複数の応募者への参加を通じて2件以上の応募提案をすることも認めません。

## 4 公募型プロポーザルに関する参加申込手続き

(1) 公募型プロポーザルに係る書類の交付

企画提案に参加を希望する場合は、次のいずれかの方法で書類の交付を受けてください。

ア 長野市商工観光部商工労働課のホームページ

(https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/702811.html ) からダウンロード



- イ 長野市商工観光部商工労働課の窓口で配布
  - ※) ア又はイによることが困難な場合には、長野市商工観光部商工労働課まで相談してください。
- (2) 公募型プロポーザルへの参加申込書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、以下ウに示す書類を、郵送により提出してください。郵送での提出は、本市への到達が証明できる書留等によるものとし、受付期間内に到達したものを有効とします。

なお、参加申込書を提出した場合であっても、随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができるものとします。ただし、その際には辞退届 (任意様式)を速やかに提出してください。

- ア 参加申込書提出期限:令和4年4月1日(金)正午(必着)
- イ 参加申込書提出場所:長野市商工観光部商工労働課(提出先等は11を参照)
- ウ 提出書類
  - (ア) 参加申請書(様式1)
  - (4) 事業所概要調書(様式2)
  - (ウ) 誓約書(様式3)
  - (エ) 共同企業体協定書(様式4)(共同参加申請する場合に限る)
  - (オ) 定款(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)
  - (カ) 登記簿又は履歴事項全部証明書(法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類)
  - (キ) 市税の未納がないことを証明する書類(納税証明書)
  - (ク) 法人については、直近2期分の事業報告書、賃借対照表及び損益計算書(又はこれらに類する書類)
- エ 参加資格の決定:令和4年4月4日(月)午後 結果はメールで通知します。
- (3) 募集要領及び仕様に関する質問

ア 受付期限:令和4年3月30日(水)正午

- イ 受付方法:質問書(募集要領に関する質問は様式5-1、仕様に関する質問は及び5-2)をFAX、電子メールのいずれかの方法により、長野市商工観光部商工労働課まで送付してください。なお、送付した場合は、到着の確認連絡をお願いします。(送付先等は11を参照)
- ウ 回答方法:質問者及び参加資格者全員に対し、原則として電子メールにより回答 します。(質問者が特定されないようにした上で別途ホームページにも掲載)
- エ 回答日:随時、速やかに回答することとしますが、令和4年3月30日(水)に受け付けたものは、令和4年3月31日(木)までに回答します。

## オ その他

- (ア) 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は受け付けません。
- (4) 共同企業体の場合は、代表者からのみ質問を受け付けます。
- (f) 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し電話等で確認 を行います。

### 5 企画提案書等の提出方法

本件における公募型プロポーザルに参加する者は、次により企画提案書を提出してください。なお、企画提案書は原則としてA4サイズで、様式は特に定めませんが、各ページには、ページ番号及び提案者名を記載してください。

#### (1) 提出書類

### ア 企画提案書

(ア) 構築するスタートアップ・エコシステムの内容

まず、提案するエコシステムの考え方及び全体像を説明してください。

次に、金融機関やVCなどの資金支援者や、高等教育機関の研究成果などの技術 支援者等との関係をどのように構築するのか説明してください。(具体的な支援者 など、予定又は想定している人材、組織の役割や名称等を具体的に記載してくだ さい)

最後に、以下の項目に関する内容を記載し、各要素の相互の関係についても説明してください。また、年間の実施スケジュールも説明してください。

なお、仕様書の3に本事業の KPI の目安が記載されていますが、具体的な KPI の記載をしてください。項目に関する KPI を可能な限り個別に設定してください。

- ① 起業や新規事業創出に関心を持つ者の裾野拡大や仲間づくりのためのイベント等の内容
- ② 事業構想から起業、成長に至るまでの一貫した支援内容
  - a 起業や新規事業創出につながる地域課題等 (ニーズ) とシーズは出会う場づ くりの内容
  - b 起業者新規事業創出に向けたイノベーションプログラムの内容
  - c 起業家の成長を加速させるための伴走支援内容
- ③ 本事業に関するプロモーション戦略の策定と、具体的な情報発信の方法

- ④ 本市施策や支援機関等との連携方法
- (イ) 本業務の実施体制 (現地で相談業務を担当する者など、予定又は想定している人材、組織があれば具体的な役割や名称等を記載してください)
- (ウ) 令和5年度以降の公的資金に極力頼らず事業を実施する体制や資金計画(自主運営のための財源調達の方法も含む)、各年度の事業展開、また、別紙「令和4年度長野市スタートアップ成長支援業務委託仕様書」3の目標に定める KPI に関する各年度の達成見込
- (エ) 本事業の実施にあたって、市に求める事項など
- (オ) 別紙「令和4年度長野市スタートアップ成長支援業務委託仕様書」は、令和4年度中に実施することを想定しているものですが、本市におけるスタートアップ・エコシステムの状況に応じて、令和5年度以降に実施すべき内容がある場合には、その理由と、実施時期について
- (カ) 令和5年度以降、公的資金に極力頼らず事業を実施するための収益見込み等の記載
- (キ) その他自由提案(任意)

本業務を行う上で有効なものがあれば記載してください。

なお、自由提案を行う場合は、当該提案に要する経費を概算で明らかにすると ともに、2(4)の注2の金額に含まれるかも明らかにしてください。

イ 見積書(様式6)

計画に要する経費については、主な項目の内容(概算)を明示してください。

(2) 企画提案書等の提出

公募型プロポーザル参加者は、事業提案書(様式第3号)の企画提案書及び必要書類を添えて、次により提出してください。

- ア 提出期限:令和4年4月11日(月)正午(必着)
- イ 提出方法:郵送により長野市商工観光部商工労働課に提出してください。(提出先等は11を参照)本市への到達が証明できる書留等によるものとし、受付期間内に到達したものを有効とします。
- ウ 提出部数:9部
- (3) 提出された企画提案書等の取り扱い
  - ア 提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とします。
  - イ 提出されたすべての書類は、返却しません。
  - ウ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
  - エ 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しません。
  - オ 提出書類は原則として公表しません。ただし、長野市情報公開条例(平成13年9月25日条例第30号)に基づく開示請求はあった場合は。提案者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りではありません。
  - カ 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがあります。

## 6 選定方法

(1) 選定委員会の設置

委託候補者の選定は、令和4年度長野市スタートアップ成長支援業務委託事業者選定 委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置し行います。

(2) 選定方法

選定委員会は、提出された書類審査及びプレゼンテーション(6 (5) を参照) に基づき、提案の内容を総合的に評価し選定を行います。なお、提案事業者が5者を超える場合には、書類審査によりプレゼンテーション審査の対象事業者を選定し、実施するものとします。なお、プレゼンテーションの連絡は4月13日(水)午後5時までに行います。また、プレゼンテーションの順番は、提案書の到着順とします。

(3) 当選者の選定

総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を、委託候補者とします。 なお、選定結果は、別途文書で速やかに通知します。

(4) 選定過程の非公開

選定委員会は非公開とします。

また、選定結果に対しての異議申し立ては一切受け付けません。

(5) プレゼンテーションについて

ア 日時:令和4年4月15日(金)午前9時から

イ 参加人数:5名以内(web による参加者を含む)

ウ 方法: web 会議システム (Zoom を予定)

詳細については、別途参加者に通知します。

エ 企画提案の所要時間:プレゼンテーション20分、選定委員による質疑10分

# 7 失格事項

- (1) 虚偽の内容が記載されているとき
- (2) プレゼンテーションに不参加のとき (プレゼンテーションの開始時間から5分以上 遅れた場合を含む)
- (3) その他、選定委員会が不適当と認めるとき

### 8 委託契約についての留意点

6により選定された者を、事業の委託候補者とします。

(1) 仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとします。

優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、 委託契約の交渉を行います。

ア 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行うこととします。

- イ 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、当市と受託者が協議の上決定する こととします。
- ウ 契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとします。
- エ 市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとします。
- (2) 委託料の支払い
  - ア 委託料の支払いは、業務が終了した際に提出される報告書に基づき、市が検査を 行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払います。
  - イ 上記に関わらず、本受託事業を実施するにあたり必要がある場合には、部分払い ができるものとします。
  - ウ 本事業は国の交付金を活用した事業のため、他の公的機関が助成する他の制度と 重複する経費は対象としません。
- (3) 事業の実施により発生した収入の取扱い

受託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合は、都度、双方協議を行い、委託料を整理することとします。

(4) 委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である市に帰属します。

# 9 事業報告書等について

(1) 事業終了後の報告

事業終了後、委託契約書等に基づき業務の成果に関する報告書、収支決算書等を提出していただきます。

なお、事業の進捗状況等の報告や事業終了後の当該事業に基づく起業、新規事業創業 の状況について報告を求めます。

(2) 帳簿の整備について

会計関係帳簿類を整備し、当該委託事業に係る経費等を明確に区分してください。必要に応じて、事業実施中に検査を行います。

(3) その他

本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院による実地検査の対象となる場合があります。

## 10 提案競技の日程

- (1) 参加申込書提出期限:令和4年4月1日(金)正午
- (2) 参加資格の決定:令和4年4月4日(月)午後
- (3) 提案書作成に関する質問期限:令和4年3月30日(水)正午
  - ※質問者及び参加資格者全員に対し、原則として電子メールにより随時回答。(質問者が特定されないようにした上で別途ホームページにも掲載)
- (4) 企画提案提出期限:令和4年4月11日(月)正午(必着)
- (5) プレゼンテーションの連絡: 令和4年4月13日(水)午後5時まで

- ※6(2)のとおり、5者を超える提出があった場合は、プレゼンテーションの対象となるか否かを連絡します。対象となる場合にあっては、実施時間等について連絡します。
- (6) プレゼンテーション: 令和4年4月15日(金)午前9時から
- (7) 選定結果通知:選定後速やかに通知
- (8) 契約締結:令和4年5月中旬以降

# 11 提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市商工観光部商工労働課(第二庁舎5階)

電 話 026-224-6751 (直通) FAX 026-224-5078

E-mail <u>kigyo-richi@city.nagano.lg.jp</u>

※長野市では令和4年4月1日に組織、機構の見直しを予定しており、本業務に関する 問い合わせ先が変更となります。4月4日以降にご案内します。